

事務連絡  
令和2年1月20日

各事業所・施設ご担当者様

奈良県福祉医療部障害福祉課  
自立支援・療育係

### 令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

日頃は、県の障害福祉行政にご協力頂きありがとうございます。

さて、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について、令和2年度分（令和2年4月から令和3年3月までのサービス提供分）を算定する事業者は、次のとおり、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書等の提出が必要となりますので、提出期限までに提出してください。

#### 記

(1) 提出書類

別添ファイルを参照して下さい。

(2) 提出期限

**令和2年2月28日（金）[当日消印有効]**

※提出期限までに届出が無い場合、令和2年4月サービス提供分からの算定はできません。（期限以降の提出については、最短で5月サービス提供分からの算定となります。）

※平成31年度に当該加算を算定している場合でも、令和2年4月以降に加算の算定を行うためには、改めて届出が必要です。（届出がないことについての督促等はありません。）

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送にて提出してください。

【持参】

奈良県庁主棟3階障害福祉課まで

【郵送先】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係宛

(封筒に「令和2年度処遇改善加算届出書在中」と明記してください。)

※奈良市内で事業を実施する事業所等は、奈良市障がい福祉課あてにご提出ください。

※ただし、奈良県と奈良市による指定事業所が混在する法人で、一括して届け出る場合は、同じ届出内容をそれぞれの指定権者に提出してください。

◎届出様式等は下記ホームページに掲載しています。また、加算届出の提出の際はホームページ掲載の参考資料を十分ご確認くださいとともに、書類の添付漏れ等がないよう、チェックリストをご活用ください。

【様式の掲載場所】

<http://www-cms.pref.nara.jp/item/222311.htm#moduleid96684>

(4) 留意点

- ・介護保険と障害福祉サービスの両方を実施している事業所について、障害福祉サービス分も加算を算定する場合は障害福祉課へも届出が必要となります。例年介護福祉課のみへの提出となっている事業所が散見されますのでご注意ください。
- ・「令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」以外の加算届出については通常のスケジュールとなりますので、本件とは別に加算届を作成し提出いただきますようお願いいたします。

<備考> その他の加算の届出スケジュール

毎月15日締切 ⇒ 翌月1日から適用 例) 3月15日までに提出 ⇒ 4月1日から適用

※ただし、前年度実績に基づく加算については別スケジュールとなります。(該当する加算及び届出スケジュールについては3月下旬以降に別途案内を行います。)

【照会先・提出先】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係

電話：0742-27-8513 FAX：0742-22-1814